

(論文)

# 日本国会の構造上の問題

## —米英などの国会構成を参考にして—

清 水 秋 雄

### 序言

日本の国会の構造は、どの角度から見ても、「へんてこな存在」というしかない。この「へんてこなもの」について、国会議員を含む大多数の日本国民は、甘んじているようである。しかし、立法府の構成には、一院制や二院制または三院制という類型があっても、それぞれの国の伝統や歴史背景及び政治形態によって、その国に良く似合い、よく政治作用を機能する制度があれば、また、あまりふさわしくない、あまり機能しない制度もある。日本は連邦国家ではないのに、二院制の国会を採用するのは、無用の重複構造を運営していることになっている。日本の国会は無駄使いの多い、蛇足の多い議会制度である。確かに、イギリスは連邦国家ではないのに、二院制の議会制度を採用している。しかし、後述するように、イギリスの議会には庶民院及び貴族院の二院が存在するが、貴族院には貴族院議員の選挙を行わないし、貴族院議員は歳費を支給されない。また、ドイツは連邦共和国（Die Bundesrepublik Deutschland）と称し、議会構造は連邦議会及び連邦参議院の二院制を有する。ただし、連邦参議院は、各州又はランド（Land）政府の代表によって組織され、連邦参議院の議員選挙を行わない。

なお、国会構造の一部分である国会議員の選挙制度については、日本国会の衆議院と参議院はともに、選挙区選挙制<sup>1</sup>及び比例代表選挙制を同時に使用する。すなわち、衆議院議員選挙には、小選挙区選挙及びブロック比例代表選挙を同時に行ない、参議院議員選挙にも大選挙区選挙及び全国比例代表選挙を同時に行なうのである。これもまだ無駄使いの多い、蛇足の多い選挙制度であり、そのなかに大きな矛盾が潜んでいる<sup>2</sup>。アメリカには、衆議院議員選挙はそれぞれの州のなかで小選挙区選挙を行い、参議院議員選挙は州の単位で選挙を行なうことであり、比例代表選挙制度は存在しない。イギリスには庶民院議員の選挙はイングランド、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランドごとにそれぞれの地域内で小選挙区選挙を行うのであって、比例代表選挙制度は存在しない。なお、ドイツには、連邦議会議員選挙は小選挙区選挙及び比例代表選挙を併用するが、そのやり方は、日本国会の選挙制度とは異なっている<sup>3</sup>。ドイツの連邦議会議員選挙での小選挙区選挙及び比例代表選挙の併用は互い

に結果的に連動関係がある。ドイツ連邦議会の選挙制度は政党の機能をよく発揮することができるため、ドイツ連邦共和国の政治制度においては、政党は重要な地位を占める。ドイツ人はこのような政治制度を「政党民主主義」(Die Parteiendemokratie) という<sup>4</sup>。

以下は、アメリカやイギリス、ドイツの議会制度を紹介し、日本の国会の構造改革の推進の一助になれば、と期待する。

## 第1節 国会構成の類型

### 一. 二院制と一院制

国会の構成については、いろいろな形態があり、一院制、二院制及び三院制などである。しかし主流としては一院制と二院制である<sup>5</sup>。一院制を採用する国は大体昔の社会主義国家であった国である。また、一院制から二院制に、二院制から一院制になる国も多数あり、一般の傾向としては、一院制の国は段々多くなっている<sup>6</sup>。二院制を採用する国には、二つの典型的な類型があり、連邦国家の二院制と君主制国家の二院制である。

### 二. 連邦制国家の二院制

連邦国家の二院制については、アメリカ、ドイツなどは典型的な例である。特にアメリカ国会の二院制は二院制議会政治制度の手本とも言えるであろう。

アメリカの国会 (Congress) は、二院制 (Bicameral System) で参議院 (Senate) と衆議院 (House of Representatives) とによって構成される。

アメリカの参議院 (Senate) は、上院 (Upper House)<sup>7</sup>ともいう。各州から人口の多寡を問わず、全て2名を選出する。アメリカには現に50の州もあるので参議院の議員数は100名あるのである。

衆議院の議員は一定の有権者数により選出するので州の人口数によって衆議院議員の数も異なっている。たとえば、アラスカ州の衆議院議員は1名しかないが、カリフォルニア州の衆議院議員は50名以上もある。

このように連邦国家のアメリカにおいては、参議院議員と衆議院議員の選出方法は異なっているだけでなくその機能も異なっているのである。または、アメリカの参議院と衆議院の機能がもとより異なっているのでその構成員の選出方法は自ずから異なってくるともいわれているのである。

ドイツの連邦制度はアメリカのそれとは異なっていると言われても、ドイツはやはり連邦国家であり<sup>8</sup>、ドイツは二院制を採用する。国会は連邦議会 (Bundestag) と連邦参議院 (Bundesrat) からなる。連邦議会は、国民の直接選挙による選出される議員で構成される。連邦参議院は州 (Land) の人口によって定められた議席数 (3票ないし6票) の州政府の代表 (州政府の構成員) から構成され、表決権は州ごとに行使し、分離行使は禁止される<sup>9</sup>。この点から見れば、ドイツの連邦参議院はアメリカのそれとは異なっている。また、その選出方法からも当然の帰結としてドイツの連邦議会は優位に立つ。

### 三. 君主制国家の二院制

君主制国家の二院制については、イギリスの議会はその典型であろう。イギリスの議会

(Parliament) は、庶民院 (The House of Commons) と貴族院 (The House of Lords) からなる。庶民院の議員は小選挙区により選出されるが、貴族院の議員は国王や首相の任命によるのである。

## 第2節 イギリスの議会

イギリスの議会は、庶民院と貴族院からなる<sup>10</sup>。

### 一. 貴族院。

貴族院議員の種類は下記の四種類<sup>11</sup>である。

#### 1. 終身貴族議員 (Life Peers)

貴族議員の称号はその生涯に限り、その子孫には世襲させない。これらの議員は、女王 (Queen) は首相の助言または推薦により、任命される。

#### 2. 法律貴族議員 (Law Lords or Lords of Appeal in Ordinary)

貴族院にはこれらの法律貴族議員が存在するため、貴族院は連合王国の最高控訴裁判所 (The Highest Court of Appeal) の機能を有する。事実上、最高裁判所 (The Supreme Court) といえる。連合王国の全ての民事事件及びスコットランドを除いての刑事事件の上訴事件を管轄する。1876年の上訴管轄法 (The Appellate Jurisdiction Act) は、貴族院の司法的な役割を正式なものとする。2000年6月から、法律貴族議員は自動的に貴族院の立法作業 (The legislative work) に関与しないようになった。後述するように、このような司法と立法の非正式な分離は2009年10月に、連合王国の最高裁判所の開設によって正式なものとなる。法律貴族議員は給料を受けているフルタイム (Full-time) 裁判官である。それらは貴族院の司法権限を行使する。法律貴族議員の任命は、大法官 (The Lord Chancellor) の助言を受ける首相の推薦においてなされる。候補者は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドの高等裁判所 (The Court of Appeal) の裁判官である。

#### 3. 大司教と司教 (Archbishops and Bishops)

その数は限られている。イングランド教会 (Church of England) の26名の大司教及び司教はこれである。退職のときこれらの身分は次の最長老の司教に承継させる。

#### 4. 互選世襲貴族 (Elected hereditary Peers)

世襲貴族の貴族院における出席と投票の権利は、1999年の貴族院法 (The House of Lords Act) により、廃止された。しかし、なお92名は内部選挙で貴族院に残っている。

### 二. 庶民院

イギリスの庶民院議員の選出方法は小選挙区による。すなわち、一選挙区に一名の議員を選出する方法である<sup>12</sup>。

イギリスには、連合王国の国会は連合王国内のいかなる事項についても立法できる。いわゆる「憲法上の制約」は存在しない、という観点からして、連合王国は単一国家であるといわれる<sup>13</sup>。現在、イギリス<sup>14</sup>議会庶民院の議員定数は、イングランドは529席であり、スコットランドは59席数であり、ウェールズは40席であり、そして北アイルランドは18席であり、合計646席である。このような議員定数の配分からも分かるように、イギリスは連

邦国家の名がなくとも、「連合王国」の歴史的な背景により、選挙地域はイングランド、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランドの四つに分ける。いわゆる「地方」分権（Devolution）も四つの地域に分けて進み、また、分権の程度や内容はかなり異なっている。イングランドを除けば、1998年にそれぞれ内容の異なる分権法は成立した<sup>15</sup>。前述したように、イギリスの国会議員には、庶民院の議員は給料を支給されているが、貴族院議員は法律貴族議員を除けば無給職である。

### 三. イギリス議会の改革

#### 1. イギリス議会の歩み

イギリスの議会（Parliament）は、11世紀にサクソン王（Saxon Kings）の諮問機関（Council）から始まりとした。その参加者は、宗教リーダー、有力の貴族及び王様の大臣である。13世紀のとき、郡、市、大ロンドンの区などの代表も参加するようになった。14世紀に二つの議院になった。州（Shire）や区（Borough）などの代表からなるものは庶民院（The Commons）となり、宗教リーダー（Lords Spiritual）と世俗貴族（Lords Temporal）は上院（The Upper House）となった。1320年に庶民院と上院は（Westminster）に一緒に集会を行なった。15世紀になると世俗貴族議員は殆んど世襲となった。1539年まで聖職貴族議員は、Bishops、Abbots 及び Priors であったが1539年以後司教（Bishops）だけが議会に出席した。そして、初めて聖職貴族議員は多数派を形成した。

内戦中の1642年に司教は貴族院から排除された。しかし、1661年の聖職者法（Clergy Act）により戻ってきた。前述したように1649年に貴族院そのものはクロムウェルによって廃止されてしまった。しかし、1660年に王政復古となり貴族院と庶民院は分離開会で再び始めた。財政議案（Financial matters）に関する庶民院の優位は1671年及び1678年の決議で正式に確立した。権利宣言（The Declaration of Rights）は、議会の権威は国王に優ることを確立した。後に、庶民院の主導によって、ある法律に体现された。いわゆる The 1689 Bill of Rights である。

連合法（The Acts of Union）の制定は二回あった。一回は1707年にスコットランドとの間であり、もう一回は1800年にアイルランドの間である。これらの法律はスコットランドとアイルランドの貴族に自己の選んだ代表を貴族院に送り込む権利を与えた。

1876年の控訴管轄権法（The Appellate Jurisdiction Act）は、貴族院の現代的な（Modern form）司法機能を創設した。

1911年の国会法（The Parliament Act 1911）庶民院優位の規定を盛り込んだ。すなわち、庶民院に可決された金銭法案（Money Bills）は、もし一ヶ月以内に貴族院で修正されなく、通過しなくても、法律となる。一般法案（Public Bills）は、連続3会期で庶民院を通過すれば、貴族院の同意なしで、2年経過すれば、法律となる。

1949年の国会法（The Parliament Act 1949）は、一般法案（Public Bills）に関する貴族院の遅延権（The Delaying Power）を短縮する。すなわち、2会期、1年とするのである。1999年の貴族院法（The House of Lords Act 1999）は、92名の貴族議員のほか全ての世襲貴族議員を排除した。

2005年の憲法改正法（The Constitutional Reform Act 2005）は、貴族院の司法機能を排除し、独立の最高裁判所を設立する（2009年の10月から実行する）。立法権と司法権は完全に

分離するようになった。

2006年7月に、初めて貴族院議長を選出した。今までそれは大法官の責務であった。

## 2. 貴族院の無力化

イギリスの一連の議会の歴史をみれば、貴族院の権限は、少しずつ削減されてきた<sup>16</sup>。現在の貴族院は遅延権以外に何をも持たない長物となってしまった。早くからも、貴族院廃止の主張があった。たとえば、1978年に、労働党全国執行委員会 (The Labour Party National Executive Committee) は、「政府と貴族院の仕組み」 (The Machinery of Government and the House of Lords) と題する声明を発表した。貴族院は「時代遅れの組織」 (outdated institution) と指摘し、選挙による第二院 (second chamber) は庶民院に挑んでくるだろうし、そして、純粹に任命される第二院ならば、それは容認できない利益供与の増大を象徴するであろう。したがって、(貴族院の) 排除は好ましい改革である、と述べた。なお、1983年の労働党宣言 (The Labour Party Manifesto of 1983) は、「われわれはできる限り早いうちに、非民主的な貴族院の廃止を実行するだろう」と宣言したことがある。貴族院に対する改革または廃止の動きは、今後も庶民院の主導で続けて行なっていくだろう。

## 第3節 アメリカの国会

前述したように、アメリカの国会は憲法の規定によって参議院と衆議院の二院制<sup>17</sup>を採用する。1781年発効した「連合条項」 (The Articles of Confederation)<sup>18</sup>の下では、「連合国会」 (The Congress of Confederation) は、一院制である。各州は「連合国会」に平等の代表権を有し、否決権 (Veto) を持つ。各州は主権的な存在であり、「連合国会」の通過した法律を自由に無視できるのである。このような「連合条項」の下で連合政府は非効率 (ineffectiveness) 的である。この非効率さは「連合国会」の1787年の会議 (the Convention of 1787) の招集へ導いた。この会議に最初は「連合条項」の改正を目指したが結局一つの完全に新しい憲法の制定となった。憲法討議中、いろいろの意見があり、小さい州はやはり各州の代表権が平等である一院制国会 (Unicameral Congress) を好む。しかし、最終的には、人口の比例によって代表する衆議院と各州が平等に代表する参議院の二院制の妥協案に達した。そして、州の権限を保持するため、参議院議員は人民ではなく州の立法機関である州議会がそれを選挙するのである。それは現行憲法の原点である<sup>19</sup>。言い換えれば、現行連邦憲法が二院制を採用する理由は人口の多い州と人口の少ない州の代表権の均衡を図るためである。アメリカの参議院<sup>20</sup>と衆議院<sup>21</sup>はそれぞれ特別の権限を持つが、両議院は平等であり、法律案 (Bill)<sup>22</sup>は両議院を通過しなければ成立できない。また、大統領に拒否された法律案の再議については、両議院のそれぞれの3分の2の多数が必要である<sup>23</sup>。

### 一. 参議院

参議院議員は、州を代表する意味で<sup>24</sup>、州の大きさや人口の多少を問わず、それぞれの州から2名を選出される。任期は6年である。独立初期、13州だけで参議員は26名である。現在は50州あるので参議員は100名ある。なお、連続性の配慮のため、全部の参議員を3クラスに分け、2年毎の一つのクラス約参議員の3分の1を改選する。また、同一の州から選出される2人の参議員の任期は同時に終了させず、違ったクラスに配置した結果、参議員の選挙は、

常に一つの州には一人の参議員しか選出できない状況になった<sup>25</sup>。この意味において、参議員選挙は「州単位」での小選挙区選挙である。なお、同じ州から選出される参議院議員は国会での投票は自由であり、ドイツの連邦参議院議員のような統一投票の制限は存在しない。

憲法の規定により、国会開会の定足数は過半数なので<sup>26</sup>、51名の出席で会議することができる。衆議院の過半数の218名と比べると、人数が少ないので、衆議院での衆議員の発言時間を制限するようなルールはなく、個々の議員にとっては、議案の討議・弁論は長く詳しくすることができる<sup>27</sup>。

## 二. 衆議院

衆議院議員は任期は2年で、一定の人口数により選出される。現に人口の多いカリフォルニア州は、53名の衆議員もある。アラスカ州やワイオミング州のような人口の少ない州には衆議員は1名しかない。衆議院議員は全部435名であり、なお、その外に投票権のない衆議員が6名ある<sup>28</sup>。

衆議員は一定の人口数により1名を選出することとなるが、いくら人口の少ない州でもすくなくとも1名の衆議員を選出することが出来る<sup>29</sup>。衆議員選挙は一人の衆議員しか選出できない、小さい州を除けば、州の中に国会議員選挙区を設けず、「州単位」(at-large)の選挙方法すなわち、全州の大選挙区で、複数の衆議員を選出することは、1967年の法律で禁止された<sup>30</sup>。

## 第4節 ドイツの国会

前述したように、ドイツの国会は連邦議会(Bundestag)及び連邦参議院(Bundesrat)からなる二院制であると、いわれている。

### 一. 連邦議会

連邦議会は598名の議員から構成され、それらは個人選挙と比例選挙との結合される原理により(nach den Grundsätzen einer mit der Personenwahl verbundenen Verhältniswahl)選出される<sup>31</sup>。598名の議員の半分299名は選挙区選挙によって選出され、残りの299名は比例代表選挙によって選出される<sup>32</sup>。国民は選挙のときに日本の国会選挙と同じように、二つの投票権を持つ。第一票は選挙区国会議員の選挙のためであり、第二票は比例代表者名簿(Landesliste)の選挙のためである<sup>33</sup>。選挙区選挙においては一つの選挙区に一名の連邦議会議員を選出するのでいわゆる小選挙区選挙制である<sup>34</sup>。

なお、比例代表選挙の議席の配分は、少なくとも第二票(すなわち比例代表選挙の投票)の有効投票数の百分の五を取得し、又は小選挙区選挙に少なくとも三つの選挙区に議席を獲得する政党でなければ配慮されない<sup>35</sup>。言い換えれば、比例代表選挙での得票数は有効投票数の総数の5%以上を取得し、又は299の選挙区の中で三つ以上の選挙区に当選者を有する政党だけは比例代表選挙の議席の配分を受ける権利があるのである。しかし、少数民族に対して特別の保護がある。小選挙区の当選者は政党の比例代表選挙の得票率に影響されず当選とされるので、比例代表選挙の議席配分は少なくともまたは無くても、個人当選者はそのまま当選するため、たびたび当選議席数は定数の598席よりも多くなってしまふ。たとえば、16回国

会は 15 名超過し、17 回国会は 24 名超過した。その超過した者は超過議席 (Überhangmandat) という。

## 二. 連邦参議院

連邦参議院は、前述したように、ドイツの 16 の州の州政府の代表から組織される。選挙によるのではなく、州政府の派遣による。参議院議員はそれぞれの州政府の命令により、任期は不定である。連邦参議院は連邦とランドとの間にいろんな調整機能を発揮するが、国会であるということ、疑問を持つ人もあるだろう<sup>36</sup>。

## 三. 合同委員会

ドイツには、連邦議会と連邦参議院との代表によって構成される組織がある。すなわち、合同委員会 (Der Gemeinsame Ausschuss) である。その構成員は 3 分の 2 が連邦議会から、3 分の 1 が連邦参議院からの代表である。そして、連邦議会からの代表は連邦議会の中の各派の力関係によって配分される。連邦参議院の代表は各州の任命した参議員の 1 名により代表される。この代表は州の指図に拘束されない。

合同委員会の組織とその手続きは連邦議会が決定し、連邦参議院の同意を得る議事規則により規制される<sup>37</sup>。また、連邦議会は何時でも連邦参議院の同意を得て合同委員会の法律を廃止することができる。逆に、連邦参議院は連邦議会にこのような廃止の決議を要求することができる<sup>38</sup>。

## 第 5 節 国会議員の給料

### 一. イギリス議会議員の給料

#### 1. 貴族院議員

前述したように、イギリスの貴族院の議員は無給職である。開会中の交通費、食費、事務所費は、実費返済である。2007 年会期年度の一日最大限の、宿泊費は 165.5 ポンドであり、食費は 82.5 ポンドであり、事務所費は 71.5 ポンドである<sup>39</sup>。

#### 2. 庶民院議員

庶民院議員の給料は年間 64,766 ポンドである。その外に事務所費、事務員費、住居費、議会と選挙区との間の旅費などの、補助金が支給されてある。たとえば、追加住居 (Additional home) の費用は、借家であれホテル泊まりであれ、一ヶ月は 1,250 ポンドである<sup>40</sup>。連合王国は個々の議員のために負担する経費は、年に貴族院議員は一人当たり 168,000 ポンドであるが、庶民院議員は 599,373 ポンドである<sup>41</sup>。

### 二. アメリカ国会議員の給料

2006 年には、平議員の給料は年間 165,200 ドルであり、国会のリーダーは、多数党と少数党ともに年間 183,500 ドルであり、衆議院議長は年間 212,100 ドルであり、参議院の臨時議長は 183,500 ドルである<sup>42</sup>。

## 第6節 一票の重みの問題

### 一. イギリス

イギリスにおいては、2005年の庶民院議員選挙で選出議員数は、646名であり、一議員の平均代表人数は68,492人である。しかし、最大有権者数の選挙区（Isle of Wight）は107,737人であって、最小有権者数の選挙区（Western Isles）は単に21,169人である。いわゆる、一票の重みの差は非常に大きい<sup>43</sup>。

前述したように、貴族院には約750名の貴族議員もあるが、その権限は小さい。なお、国民の選挙によるのではなく、裁判官の仕事をする法律貴族員を除けば、無給職なので、国民の代表を考えると、貴族院議員を考慮しない为好い。

### 二. アメリカ

アメリカは、連邦国家なので一票の重みについては同様の問題が存在する。参議院議員は、州を代表するので53名の衆議院議員をも選出するカリフォルニア州は、1名の衆議院議員しか選出できないアラスカ州とともに2名の参議院議員しか選出することができないのである。したがって、国会議員の人口比を論議するときは、連邦国家アメリカの場合には参議院議員を除外して論議した方が合理的であろう。しかし、約3億の人口を持つアメリカは参議院衆議院の両議院の議員を合算しても、100と435の合計で535名の国会議員だけである。

## 第7節 日本の国会<sup>44</sup>

### 一. 大日本帝国の議会

大日本帝国の議会（以下帝国議会という）は大日本帝国憲法（以下帝国憲法という）の規定により、貴族院と衆議院の二院制となる<sup>45</sup>。そして、貴族院議員は貴族院令の規定により、皇族、華族及び勅任される議員によって組織される<sup>46</sup>。衆議院は選挙法の規定による選出される議員により組織される<sup>47</sup>。帝国憲法の帝国議会の章の規定を見る限り、当時の貴族院と衆議院の権限は同等であろう。

### 二. 戦後日本国の国会

日本国の国会（以下日本国会という）は、日本国憲法（以下憲法という）の規定によれば、衆議院と参議院の二院制である。しかし、現今国会の二院制は、決して戦前の二院制の延長又は改革ではない。GHQ憲法草案（以下「占領軍草案」という）には、日本国会は一院制とする。占領軍草案第40条には国会は国家の最高の唯一の立法機関であると規定し、そして第41条には国会は一院（One House）であって、定数は300人ないし500人とすると規定した。占領軍側は、日本の国会を戦前の二院制とは違って一院制とした理由は、日本の貴族制度がもう廃止するとされ、貴族院は必要ではない。一院制は採用すべきもっとも単純の方式である（the simplest form for adoption）と力説し、そして、日本の状況（the situation in Japan）は、アメリカのそれとは比較できないと説明した。それに対して、松本博士は、多くの国は議会の運営に安定性をもたらすために、二院制を採用した。一院制の場合、政権の交代により政府の政策は一方の極から他方の極に移る恐れがあり、第二院があれば政府の政策



に安定性及び継続性をもたらすと、二院制の長所を力説した。そこで、General Whitneyは憲法草案の基本原則は損なわない限り、二院制を検討してもよろしいと答えた（Record of Events on 13 February 1946 when Proposed New Constitution for Japan was Submitted to the Prime Minister, Mr. Yoshida, in Behalf of the Supreme Commander）。そして、日本側の「憲法改正草案要綱」は、第36条に国会は最高の唯一の立法機関と規定し、第37条に、国会は衆議院及び参議院の二院を持って構成すると規定した。同じ内容は「憲法改正草案」の第37条と第38条の規定となった。それは、現行憲法の第41条と第42条の規定になったのである<sup>48</sup>。すなわち、日本側は占領軍側と交渉した結果で今の国会は二院制になったのである。当時、日本側はこれを一つの大勝利と思ったに違いない。

日本国会の両議院の議員はともに公職選挙法の規定により選出される<sup>49</sup>。その選出方法を見れば、両議院議員の代表性には大差はないといえる。この点については、日本国会の二院制構造はアメリカの参議院及び衆議院の二院制構造やドイツの連邦議会及び連邦参議院の二院制構造、そしてイギリスの貴族院及び庶民院の二院制構造とは比較することが出来ないほどの単一性を持つのである<sup>50</sup>。

### 三. 衆議院の優越性

前述したように帝国議会の貴族院と衆議院は権限においては同等であるが、現行憲法の下での衆議院の権限は参議院よりも若干優勢となる。その主なものはたとえば、1. 一般法律案の再可決権<sup>51</sup>、すなわち、衆議院で可決した法律案は、参議院でこれと異なった議決をした場合、衆議院は3分の2以上の多数で再び可決して法律にすることができる。2. 予算案の先議権と単独議決権<sup>52</sup>、すなわち、予算は、まずはさきに衆議院に提出し、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、一定の条件の下で衆議院の議決を国会の議決とする。3. 国際条約の単独議決権<sup>53</sup>、すなわち、条約の締結に必要な国会の承認については、その手続きは、条約案をさきに衆議院に提出する必要はないが参議院では衆議院と異なった議決をする場合、一定の条件の下で、衆議院の議決は国会の議決となる。4. 内閣総理大臣指名の優越権<sup>54</sup>、すなわち、内閣総理大臣は国会議員の中から国会の議決でこれを指名するが、衆議院と参議院とが異なった指名の決議をした場合に、一定の条件の下で衆議院の議決を国会の議決とする。5. 内閣の不信任権<sup>55</sup>、これは、衆議院だけの権限である。すなわち、内閣は衆議院で不信任案を可決し、または信任案を否決したとき、10日間以内に衆議院は解散されない場合、総辞職をしなければならない、などの優越権がある。

両院制を採りながら一院は他院よりも若干の優越を持つということから言えば、日本の国会はイギリスの議会と似ている、とも言える。

### 四. 新しい民意の考慮

日本の国会議員の任期は衆議院議員が衆議院の解散がされなければ4年であり<sup>56</sup>、参議院議員は6年であり、そして参議院議員は3年ごとに議員の半数を改選する<sup>57</sup>。

前述したように、日本の国会議員の選出方法を見れば、参議院議員と衆議院議員の代表性はあまり変わらない。衆議院議員の任期は4年であり、参議院議員の任期は6年ではあるが、3年毎に半数を改選するので、半分の参議院議員は衆議院議員よりも新しい民意を代表することである。しかし、衆議院優越の国会構造の下では、この新しい民意は古い民意の代表・

衆議院議員に圧倒または無視されるのである。民主政治にはこれ以上の不合理または理不尽のことはないだろう。このような不合理なことまたは矛盾なことは、連邦国家のアメリカや、君主制国家のイギリス又はドイツの連邦国家においては存在しない。

## 第8節 国会議員定数の適合性

日本の国会の議員定数は、衆議院は480人、参議院は242人であり、衆参両院の総数は合計722人となっている。前述したように、両方ともに比例代表及び選挙区代表の二票制を採用している<sup>58</sup>。日本は連邦国家ではないので二院制の必要性は憲法制定前から疑問視される課題である。

アメリカの例にとって、一人の国会議員の代表する人口数から考える場合、日本の国会議員数は多すぎるのである。その改革の方法としては、いくつかの形態が考えられる。

### 一. 一院制にすること

すなわち、参議院を廃止することである。そうならば、国会議員は480人になる。しかし、これは、憲法改正にかかわる問題で、衆参両院のそれぞれの総議員の3分の2以上の発議で国民投票の過半数の賛成によって、ようやく実行することができ、決して簡単ではなく、むしろ、不可能に近いといえる<sup>59</sup>。また、たとえ、憲法上の問題がなくても、参議院議員の既得権を放棄させるのは、決して容易なものではない。

### 二. 国会議員数の削減

前述したように、同じ二院制を採用するアメリカでも、人口数は日本の二倍以上<sup>60</sup>であるが、国会議員数は日本よりも少ないのである。

現に日本の衆議院議員は480人あり、参議院議員は242人ある。参議院議員数の削減については、比例代表選挙の96名を削除すれば、参議院議員は146名となるのである。

なお、480人の衆議院議員については、日本の人口や日本国内の交通の便、各種の通信手段の便利さを斟酌する場合衆議院にはせいぜい300名の衆議員があれば十分であろう。即ち、衆議院議員は比例代表の180名を減らすことである。

衆参両院の削減議員数は、合計(96名と180名)276名を削減することができる<sup>61</sup>。

### 三. 国会議員数削減の方策

国会議員の削減は国会の立法によるならば、どうなるのでしょうかという考え方もある。たしかに、国会議員のことなので国会議員は、自分でそれを解決するのは一番近い道ではないかと考えられる。しかし、小範囲または少人数の削減ならば、国会内部の調整で達成することが可能であろうが大規模の改革は、国会内部の利益の調整によって達することは難しいと思われる<sup>62</sup>。これは国民または有権者から強く要求しないと多分達成できない。この要求は国会議員の全体に対する要求なので、国民の表現の自由の一つであるデモ<sup>63</sup>(デモンストレーション)、座り込みなどで国民全体に訴えることや個々の国会議員に対する直接のアピール<sup>64</sup>を行なうしか方法はないであろう。

## 第9節 むすびにかえて

2009年8月30日の衆議院総選挙のときに、民主党は、選挙期間中に比例代表を80名削減すると公約した。しかし、社民党及び国民新党との連立政権の交渉の際に、社民党及び国民新党は比例代表の削減に反対を表明した。国会議員定数の削減は大体、大政党は賛成、小政党は反対だという図式である<sup>65</sup>。本当に、国のためならば衆議院の比例代表180名を全部削除しても良いではないかと思う。なお、参議院の比例代表96名も全部削除すべきであろう。

現に、日本は1都・1道・2府・43県で合計47の自治団体があり、近い将来、公職選挙法の改正により、参議院の大選挙区（都道府県単位）の選出議員数全て2名ずつにし、仮に東京都だけにその膨大人口数を考慮して3名にしても（前述したように、アメリカの首都ワシントンDCはアメリカの国会には投票できる代表は存在しない）<sup>66</sup>、参議院の議員数は95名だけである。そうすれば、参議院議員の数少なくとも現在の定数から147名（242-95）を減らすことができる。このような参議院代表数均等方式は、選出地域の代表性を明白にし、中央政府での地方自治団体の発言権の平等化にも寄与するだろう。なお、参議院議員は3年ごとに半分ずつ改選するので、結局、東京都を除けば自治団体ごとに1名の参議院議員を選出することとなる。参議院議員選挙と知事選挙とは同格となる。このようなことは、参議員及び知事の質の向上にも役立つ<sup>67</sup>。

もとより、国会の構造改革（定数削減などを含む）については参議院を廃止するのは一番良いである。しかしながら、前述したように、それは憲法改正の問題にかかわること（憲法第42条、第96条）で簡単ではない。憲法改正をせずに、国会議員数の削減方法は衆参両院の比例代表の完全削除及び参議院の選挙区選出議員数の削減であろう。

憲法を改正しないで、現存の二院制を維持しながら、国会改革をする場合、前述のアメリカ、イギリス及びドイツの二院制のなかから選択し模範として導入しようとするとき、どの国の制度を手本とすべきでしょうか。イギリスの貴族院は何時か廃止され、過去のものになるかまたは完全に飾り物になってしまうかであり、ドイツの連邦参議院は州政府の代表によって構成され、その代表の選挙も行なわないので、性格上または性質上は日本に導入できるものではないことを考えると、多分、国会構造改革を実行する場合、アメリカ国会の諸制度を見習うべきであろう。

- 
- 1 選挙区選挙制については、日本には、小選挙区制、中選挙区制、大選挙区制という言い方がある。小選挙区制とは、一選挙区から一名の代表者を選出する選挙区制であり、大選挙区制とは、一選挙区から複数の代表者を選出する選挙区制である。なお、中選挙区制とは、大選挙区制のなかに特に二名ないし五名の代表者を定数として選出する選挙区制を中選挙区制と言い、六名以上を定数とする選挙区制は前者と区別して大選挙区制と呼ぶ慣習がある（『現代議会構成原理の研究』齊藤寿・勁草書房1997・第1版第9刷・287頁、294頁注2）。すなわち、小選挙区と大選挙区とは選挙区域の大と小の問題ではなく、その選挙区から選出される代表者の数は複数であるか単数であるかの問題である。大選挙区制と小選挙区制の呼称は誤解を招きやすい、むしろ、「複数選出選挙区制」と「単数選出選挙区制」とにした方が良いではないかと思う。本文には日本の習慣に従い、大選挙区、小選挙区の表現を使用することとする。
  - 2 例を挙げると、同じく国民から選出されている代表（国会議員）なのに、その権限には上下の差（衆議院の優越）があるのは一つ目の矛盾であり、衆議院議員の代表する有権者の数は少ない（衆議院小選挙区議員定数は300名）のに、より多くの有権者数を代表する参議院議員（参議院選挙区選出議員定数146名）

よりも権限が大きいのは二つ目の矛盾である。アメリカの国会を例にとれば、立法権だけを問題にする場合、参議院と衆議院は同格であるが、アメリカ憲法第2条第2節第2項に規定する大統領の連邦人事に対する参議院の同意権のみを考えても、参議院は衆議院よりも権限は大きい、また、参議院議員の人数が少ない、選挙区は大きい、州長選挙と同じので、一般的に言えば参議院議員の地位は衆議院議員よりも高いのである。

- 3 日本の衆議院議員選挙は「小選挙区比例代表並立制」と言い、ドイツ連邦議会議員選挙は「小選挙区比例代表併用制」と言う人はあるが、ドイツの連邦議会議員選挙制度を「個人選挙と組合せた比例代表制」と称する者もある（前掲書「現代議会構成原理の研究」321頁注2）。
- 4 ドイツの選挙制度における選挙区選挙と比例代表選挙との連動関係については後述の通りである。なお、連邦議会の選挙区選挙で立候補することについては、立候補は政党の推薦によるほか、有権者200名の推薦署名を集めることで立候補することができる。ただし、たとえ政党の推薦を得ても、もしその政党は連邦議会またはランド議会に少なくとも5名の代議士がなければ、立候補するのはやはり有権者200名の推薦署名を必要とするのである（手続きの詳細は Bundeswahlgesetz (BWG) Artikel 18, 20. 及び Bundeswahlordnung (BWO) Artikel 34. を参照されたい）。このような候補者乱立の制限方法は、日本の公職選挙法の第92条、93条の供託金、供託没収の規定とは対照的である。
- 5 一院制 (Unicameral System, One House System, Single House System)、二院制 (Bicameral System, Bicameral Legislative System)。
- 6 一院制国と二院制国の分類などについては、前掲書「現代議会構成原理の研究」31頁ないし41頁を参照されたい。一院制・二院制の長短所の古い論議は同書の88頁ないし91頁を参照されたい。
- 7 アメリカの参議院を Upper House と称し、衆議院を Lower House と称するのは不適切だといわれる。なぜならば、アメリカの両議院は平等の立法権を持つからである (How Our Laws Are Made. Revised and Updated By Charles W. Johnson. Presented by Mr. Ney. 2003. U.S. Government Printing Office. p3)。
- 8 Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland (GG) Art. 20.
- 9 GG. Art. 51. その規定によれば、それぞれの州は少なくとも3票を持ち、人口200万を越える州は4票、人口600万を越える州は5票、人口700万を越える州は6票を持つこととなる。アメリカの参議院の構成と比べれば、アメリカの方は、州と州の間にその人口の多寡に拘わらず全て二票の代表権とするが、ドイツの連邦参議院は各ランドの人口の多寡に少しながらも不規則的な増員の配慮をすることが分かる。
- 10 イギリスは歴史上、クロムウェル (Oliver Cromwell. 1599-1658) の共和制時代 (1649-1659) のとき、国会は一院制であった（『英米法総論・上』田中英夫・東京大学出版会1989・初版第9刷・130頁ないし132頁）。
- 11 2007年～2008年会期の貴族院構成は、終身貴族議員は603名であり、法律貴族議員は23名であり、互選世襲貴族議員は92名であり、そして司教は26名である。合計744名である。
- 12 2005年の総選挙には、労働党は全投票数の35.2%を得ただけが、646席のなかの355席を獲得した。保守党は全投票数の32.4%を得たが、198席しか獲得しない。なお、自由民主党は全投票数の22.0%を得たが62席しか獲得しなかった (General Election 2005 [Final edition-10 March 2006]. By Adam Mellows-Facer. House of Commons Library. p1)。このような現象は、小選挙区選挙制が批判されるところの一つである。  
なお、労働党は355席を獲得して、野党は291席しか獲得していないため、与野党の議席差は64席となっている。しかし、イギリスの議会慣行によれば議長（彼は以前に労働党に所属した議員なので、3人の副議長のなかには、一人は労働党所属で二人は保守党所属になる）と副議長（3名）は投票しないので、また、Sinn Fein 党は、五つの議席を獲得したが、議会宣誓 (Parliament Oath) を拒否するため、投票権がない。そのため与党の労働党は (355-1) 354席となり、野党は (291-1-2-5) 283席となる。与野党議席の差は71席になってしまった (General Election 2005, ibid, p151)。なお、議長は無所属 (Speaker as a non-partisan figure) であるのもイギリス議会の慣行である。
- 13 前掲書「英米法総論・上」31頁。

思うに、確かに中央政府の議会（国会・王国議会）が各州や地方の権限を自由に変更できるか否かによって連邦国家や単一国家の相異を論ずることができる。しかし、その相異はむしろ憲法の性格（すなわち、硬性憲法と軟性憲法、成文憲法と不文憲法）に由来する結果であって、連邦国家か単一国家かによる当然の帰結ではない。

- 14 イギリスはすなわち、連合王国 (United Kingdom) であって、イングランド、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランドを含んで指すのである。北アイルランドを除けば、大ブリテン (Great Britain) という。
- 15 三つの分権法はともに1998年に成立。すなわち、The Scotland Act, The Government of Wales Act と The Northern Ireland Act である。これらの法律によって、The Scottish Parliament, The National Assembly for Wales と The Northern Ireland Assembly が創設されたのである。これらの分権制度はそれぞれ異なり、授權範囲まちまちである。いわゆる非対称的 (asymmetric) 分権制度と言われている。なお、分権は非集権化政府の創設、新しい革新的な手続きの採用を意味する。たとえば、分権議会の選挙は、比例代表 (proportional representation) 制を採用するため、一党独占の弊害を避けることができる。連合王国の分権は、ほかの連邦制度と異なっているだといわれている。その理由は、連邦憲法は最高権力 (supreme power) を中央政府とそれぞれの州・地域・省政府の間に分け、その二つのレベルの権力の範囲は憲法の中で明確に定める。しかし、イギリスの分権はいかなる法的意味においても確固たる (entrenched) ものではない。王国議会 (Westminster) は、The Scottish Parliament, The National Assembly for Wales と The Northern Ireland Assembly に権限委譲する法律をほかの法律のように、修正または廃止することができるからであると、イギリス人は考えている (An introduction to devolution in the UK. By Matthew Leeke, Chris Sear and Oonagh Gay. House of Commons Library, p3, p12, p18, p23, p28, pp35-36)。
- 16 最近の論議の詳細は {House of Lords Reform Since 1997: A Chronology (updated July 2008). By Chris Clarke and Laura Venning. House of Lords Library Note}。
- 17 現行連邦憲法 {The Constitution of the United States of America (U.S. Constitution)} は1788年に所定の数の州に批准され、1789年3月4日に完全施行開始とされた。
- 18 Confederation と Federal 若しくは Federation の言葉は、歴史的な背景を見る場合、前者の方は緩い結合関係で、後者の方は厳しい結合関係で表現されることがあり、その表現の意味を区別するために、前者を「連合」と訳し、後者を「連邦」と訳する。
- 19 1913年憲法修正第17条 (The 17th Amendment) は批准されるまでに、各州の2名の参議院議員の選出は各州の州民の直接選挙ではなく、それぞれの州議会から間接に選出されるのである (U.S. Constitution, Article 1, Section 3, Clause 1)。直接選挙制に改正された理由は、州議会の腐敗 (たとえば参議院議席の金銭買収) を断ち切るためであり、参議員がその行動と決定については直接に人民に責任を持つようにするためである。
- 20 参議院は、合衆国閣僚、連邦最高裁判所裁判官、全権大使、外交使節、領事そしてその他の高級官吏に関する大統領の指名を同意する権限を持つ。他国との条約は、大統領により交渉するが、参議院の三分二の多数の批准で有効になる (U.S. Constitution Art. 2, Sec.2, Cl.2)。なお、参議院は衆議院の弾劾案の裁判権を持つ (U.S. Constitution Art. 1, Sec. 3, Cl. 6)。
- 21 衆議院は、参議院と一緒に大統領が副大統領の空位を埋めるときの同意権限を持つ (The 25th Amendment) ほか。課税や歳出予算の法案に関する先議権を持つ (U.S. Constitution Art. 1, Sec. 7, Cl. 1)。また、大統領を含む合衆国官吏に対する弾劾権を持つ (U.S. Constitution Art. 1, Sec. 2, Cl. 5)。しかし、裁判権を有しない。
- 22 アメリカの国会議決の方式は四通りあり、法律案、合同決議、併存決議及び単一決議である。  
法律案 (Bill) : これは、衆議院または参議院で発議される。大多数の法律案は衆議院で発議された。課税についての法律案は、U.S. Constitution Art. 1, Sec. 7. の規定により、衆議院は発議権を持つ。なお、伝統的に一般予算案の発議権も衆議院にある。両議院を通過する法律案は大統領の同意により法律となる。大統領は法律案に同意しないが、10日間以内に国会に返却しない場合、あるいは返却されたが両議院のそれぞれの3分の2の多数で再可決した場合、その法律案は法律となる。しかし、国会休会のため、大統領は法律案を返却できない場合、その法律案は廃案となる。これは 'Pocket Veto' という。  
合同決議 (Joint Resolution) : これも両議院ともに発議できる。合同決議は実質上法律案と相違はない。憲法改正の合同決議を除けば、合同決議の発効手続きは法律案と同じである。憲法改正の合同決議は両議院のそれぞれ3分の2の可決は必要とされるが、大統領に提出しない。その決議はそれぞれの州に送付され、当該合同決議で定められる期間内に4分の3の州の州議会がそれを批准すれば、憲法改正案は成立する。

併存決議 (Concurrent Resolution) : これは両議院の運営にかかわる事項についてはたびたび提案される。併存決議は後述の単一決議と同じく、大統領の同意のため大統領に提出することはないので、性格上立法ではなく、単なる両議院がある事実、原則、意見に関する表明であり、そしてそれは両議院のためである (The Supreme Court in *INS v. Chadha*, 462 U.S. 919 [1983])。これも両議院のいずれからでも発議されることができる。

単一決議 (Simple Resolution) : これは個々の議院のルール、運営または意見に関する事柄でなされる決議である。衆議院の決議は 'R. Res.' と記され、参議院の決議は 'S. Res.' と記される。単一決議は提出する議院で審議され決議される。他の議院は関与しない (How Our Laws Are Made, *ibid*, pp5-8)。

- 23 U.S. Constitution Art. 1. Sec. 7. Cl. 2.
- 24 State は、もとより国という意味で、建国初期のアメリカ合衆国 (The United States of America) は、北アメリカの国家連合として成立するものであった。国の代表なので国と国との間の均衡を図り、国の大小を問わず代表権は同じくすべきだという発想からである。
- 25 How Our Laws Are Made, *ibid*, p2.
- 26 U.S. Constitution Art.1. Sec.5. Cl.1.
- 27 House and Senate Rules of Procedure: A Comparison (Updated April 16, 2008). By Judy Schneider. CRS Report for Congress. Congressional Research Service, p8, p10.
- 28 50州の外、アメリカの首都・ワシントン DC の所在地—District of Columbia のほか、アメリカの属地—American Samoa, Guam, Northern Mariana Islands, Puerto Rico and Virgin Islandsなどは、それぞれ1名の代表 (Puerto Ricoからの代表は Resident Commissioner といい、任期4年であり、その外のところからの代表は Delegate といい、任期2年である) を衆議院に派遣するが、投票権がない。
- 29 現今の111回国会においては、1名の衆議員しか選出できない州は次のものである。すなわち、Alaska, Delaware, Montana, North Dakota, South Dakota, Vermont, Wyoming などの州である。
- 30 How Our Laws Are Made, *ibid*, p2.
- 31 Bundeswahlgesetz (BWG) Artikel 1. Absatz 1.
- 32 BWG Art. 1. Abs. 2.
- 33 BWG Art. 4.
- 34 BWG Art. 5.
- 35 BWG Art. 6. Abs. 6.
- 36 連邦議会の広報物を見る限り、三権分立の原則を語る場合、ドイツにおいては、立法権は連邦議会、行政権としては連邦政府であり、そして司法権としては、連邦及び州裁判所であると考えているようである。ドイツにはランドが連邦国家体制において重要な役割を持つため、連邦参議院 (die Länderkammer) は、立法過程に関与している。しかし、連邦参議院を連邦政府、連邦憲法裁判所と並んで憲法上の機関としても立法機関とは思わないのである ([www.bundestag.de/bunndeatag/aufgaben/index.html](http://www.bundestag.de/bunndeatag/aufgaben/index.html) Stand:16.09.2009)。
- 37 GG. Art. 53a.
- 38 GG. Art. 115l.
- 39 会期年度は、8月1日から翌年の7月31日までである。このような補助金は、The Senior Salaries Review Body の勧告によるものである。
- 40 The Green Book: A guide to Members' allowances. Revised Edition July 2009, House of Commons. p14.
- 41 (2007/2008 financial year) の金額である (The Work of The House of Lords 2007-2008. House of Lords. p36)。
- 42 1789年から1815年まで国会議員は開会中において、一日に日当6ドルを受けるだけである。1815年から年間1500ドルの年俸を受け始めた。
- 43 General Election 2005, *ibid*, p58
- 44 現今の日本「国会」の英訳は Congress でもなければ Parliament でもなく、Diet である。
- 45 大日本帝国憲法第33条。
- 46 帝国憲法第34条。
- 47 帝国憲法第35条。
- 48 思うに、当時、一院制にしようとする占領軍側の説明理由は、本当に説得力のある理由というべきである

う。松本博士の二院制に関する理由は、決して、説得力のある論拠ではあるまい。では、なぜ占領軍側は反対しなかったのでしょうか。もとより、一院制は、アメリカ側が日本国の将来のために考案したものであるが、当事者の日本はどうしても二院制を保持していきたいならば、アメリカとしては、基本原則（いわゆるマッカーサーの「三原則」であろう）を遵守すれば、特に反対する必要はないだろう。このような対応方法は、当時においては誰が日本の占領軍となっても多分、同じだろう。

49 憲法第 43 条。

50 衆議院議員は小選挙区（公職選挙法別表第一）の選出及び比例代表（同法別表第二）の選出議員によって構成される（公職選挙法第 13 条）。小選挙区の定数は 300 名で、すなわち、300 の選挙区であり、一選挙区 1 名の衆議院議員を選出することである。比例代表の定数は 180 名であり、全国は 11 のブロックに分け、一つのブロックから選出する議員数は異なり、たとえば、東京都ブロックは 17 人、北海道ブロックは 8 人、九州ブロックは 21 人である。東京都及び北海道だけはひとつの行政区域で一つのブロックとなる。それ以外は数県を一つのブロックにする。九州ブロックは九州島の七つの県のほかに、沖縄県をも含むのである。このような分け方は、単なる立候補者の重複立候補が可能であるだけで、地域代表の機能は殆んど持たないのであり、この選挙方法の意味または意図は分かりにくい。参議院議員は大選挙区（公職選挙法別表第三）及び全国比例代表の選出議員によって構成される（公職選挙法第 14 条）。大選挙区はそれぞれの都道府県を一つの選挙区として人口比によって異なる人数を選出し、全部 146 名である。たとえば、東京都は 10 人で、沖縄は 2 人である。なお、全国区比例代表は 96 名である（公職選挙法第 4 条）。大選挙区の選挙はそれぞれの都道府県を一つの単位として参議院議員を選出するので、ある意味において地域の代表とも言える。しかし、それぞれの地域の人口比によるので代表数がかなり異なってしまっていて、地域と地域との均衡は図れない。

比例代表制においては選挙するときは政党名を書くので、政党への投票になる。日本の政党政治においてはどのような良い作用をもたらすかは、疑問視する人もある。

51 憲法第 59 条。

52 憲法第 60 条。

53 憲法第 61 条。

54 憲法第 67 条。

55 憲法第 69 条。

56 憲法第 45 条。

57 憲法第 46 条。

58 公職選挙法第 4 条。

59 憲法第 96 条の憲法改正の手続きを見れば、諦めるしかないであろう。

60 アメリカの人口は約 3 億人ある。推定 1 千 2 百万人に上る不法在留者は算入しない。日本の人口は約 1 億 3 千万人である。なお、隣の中国は 13 億の人口を持つが国会議員（全国人民代表大会代表）は、約 3000 人だけである。

61 国が国会議員に対して負担している費用は、国会議員の歳費・退職金（国会法第 35 条、第 36 条）の外に、旅費、通信費（国会法第 38 条）、公設秘書費（国会法第 132 条）、事務所費（国会法第 132 条の 2）などを合計すれば年間一人に 5000 万円を超えるだろうと推定されている。5000 万円の約 300 人分にして年間は約 150 億円になるのである。国家の予算全体から見ればそんなに大きい金額ではないかも知れないが、その金にはもっと有益な使い道があるはずであろう。

62 後述の民主党の比例代表削減案に対する社民党及び国民新党の反対意見は、良い例であろう。中国には昔から「與虎謀皮」（虎と皮を謀る）ということわざがある。その意味はすなわち、虎に向かって虎の皮を売ってくれないかと相談することであり、相手の致命的な不利になることについて相談を持ちかけても、うまく事が運ばないという比喩なのである。国会議員に国会の議員定数を削減することをお願いすることは、まさに「虎と皮を謀る」ことであろう。

63 Demonstration という英語は、日本語へ訳すると音訳の略語はデモであって、意識は示威運動または示威行進となる。音訳の場合は、柔らかい・穏やかな感じがする。なお、デモといえは、当然、平和的でなければならない。平和的ではないデモは“Violent Demonstration”というのである。そのデモは、多分、国会の周辺または国会の前でなければ、効果はないだろう。また、長期的なデモでなければ効果も生じないだろう。

- 64 手紙や電話で説得するのは一番良い方法であろう。
- 65 この80名の数字は、適当に対応するものだけであり合理的な根拠は存在しない。
- 66 総合的に配慮する場合、たとえ東京都の人口は他の自治団体より膨大であっても代表枠を1名多く与える必要は無いと思う。
- 67 国会議員の数が多ければ多くなるほど、その質と品位は段々落ちて行くことは、各国の議会政治の歴史で証明されている。

参考文献：

本文又は注に示したもの。